

平成28年度「児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業」募集要項

徳島県では、児童養護施設退所者等の円滑な自立を支援するため、児童養護施設等に入所中又は里親等への委託中及び児童養護施設等を退所した方又は里親等への委託が解除された方に対して、自立支援資金の貸付けを行います。貸付は、無利子です。また、就職後、5年間の就労継続など一定の条件を満たした場合は、貸付金の返還が免除になります。

対 象 者	①生活支援費 児童養護施設等を退所した又は里親等の委託を解除された方のうち、保護者等からの経済的な支援が見込まれない方であって、 大学等に進学する方
	②家賃支援費 児童養護施設等を退所した又は里親等の委託を解除された方のうち、保護者等からの経済的な支援が見込まれない方であって、 大学等に進学する方や就職する方
	③資格取得支援費 児童養護施設等に入所中又は里親等の委託中の方や、児童養護施設等を退所又は里親等の委託解除後4年以内で大学等に在学する方で、就職に必要な 資格の取得を希望する方
貸 付 額	①生活支援費 月額5万円（貸付期間は大学等の正規の修学期間）
	②家賃支援費 1月あたりの家賃相当額（居住する地域における生活保護制度上の住宅扶助額が限度です。貸付期間は、進学者の場合、大学等の正規の修学期間、就職者の場合は、2年間の限度です。）
	③資格取得支援費 25万円以内
利 子	無利子（ただし、返還が遅延した場合は延滞利子が発生）
支 払 方 法	①生活支援費②家賃支援費 3ヶ月毎に支払い（申請時の指定口座へ振込み） ③資格取得支援費 一括で支払い（申請時の指定口座へ振込み）
返 還 免 除 の 条 件	・進学者の場合は、卒業後1年以内に就職し、5年間継続して就業（①②） ・就職者の場合は、就職した日から5年間継続して就業（②） ・資格取得費の場合は、就職した日から2年間継続して就業（③）
提 出 書 類	自立支援資金貸付申請書（第1号様式）に次の書類を添付 ・親権者等法定代理人の同意書（やむを得ない理由がある場合は省略可） ・児童養護施設等の長/徳島県こども女性相談センター所長の意見書 ・住民票（世帯の全部） ・連帯保証人の所得証明書及び住民票 ・進学者である場合は、在学を証する書類（※） ・就職者である場合は、雇用されていることを証する書類（※） ・一月あたりの家賃が確認できる書類（家賃支援費申請者のみ）（※） ・資格取得にかかる費用が確認できる書類（資格取得支援費申請者のみ） ・個人情報の同意書（※印の書類は、取得できた時点で提出）
募 集 期 間	①② 平成28年12月1日から平成28年12月28日 ③ 随時募集（年間の貸付枠に達した場合は、申請をお断りする場合があります）
提 出 先 問 い 合 わ せ 先	〒770-0943 徳島市中昭和町1丁目2 徳島県立総合福祉センター3階 社会福祉法人徳島県社会福祉協議会 福祉人材センター 電話：088-625-2040 ファクシミリ：088-656-1173
そ の 他	・今年度に限り、平成28年4月1日まで、遡って貸付けを行います。 ・貸付は「選考委員会」の審査を経て決定します。 ・貸付を希望する方は、徳島県社会福祉士会が実施する「アフターケア事業」を受けていただく必要があります。